

新旧対照表の一部誤りについて

令和2年8月31日(月)17時30分まで掲載していた新旧対照表の一部について、次のとおり誤りがありましたので、訂正し再掲載しました。

【正誤表】

正	(省 略) 一 国等に対する寄附金の確認 (確認事務の所掌) 1所得税法第78条第2項第1号 又は<u>法人税法第37条第3項第1号</u>..... ... (注)	(省 略) 一 国等に対する寄附金の確認 (確認事務の所掌) 1所得税法第78条第2項第1号 又は<u>法人税法第37条第4項第1号</u>..... ... (注)
誤	(省 略) 一 国等に対する寄附金の確認 (確認事務の所掌) 1所得税法第78条第2項第1号 若しくは第3号《<u>寄附金控除</u>》又は<u>法人税法第37条第3項第1号</u>..... (注)	(省 略) 一 国等に対する寄附金の確認 (確認事務の所掌) 1所得税法第78条第2項第1号 若しくは第3号《<u>寄付金控除</u>》又は<u>法人税法第37条第4項第1号</u>..... (注)